

議案第13号

君津富津広域下水道組合規約の変更に関する協議について

君津富津広域下水道組合規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用すること及び君津富津広域下水道組合の経費に係る君津市及び富津市の負担方法の明確化を図ることに伴い、君津富津広域下水道組合規約を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

君津富津広域下水道組合規約の一部を改正する規約

君津富津広域下水道組合規約（昭和48年千葉県指令第1740号）の一部を次のように改正する。

第4条中「都市下水路事業」の次に「（以下「下水道事業」という。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（地方公営企業法の財務規定等の適用）

第4条の2 組合の下水道事業に、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定により同条第2項に規定する財務規定等を適用するものとする。

第14条第1項中「負担金」の次に「及び出資金」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第2項中「負担金の」を「負担金及び出資金の」に改め、同項第1号中「、当該建設事業」を「当該建設事業」に、「負担とし」を「負担及び出資とし」に、「、君津富津処理区」を「君津富津処理区」に、「が負担する」を「の負担及び出資とする」に改め、同項第2号中「、当該管渠」を「当該管渠」に、「維持管理費については、君津富津処理区の計画汚水量比により関係市が負担する」を「維持管理費のうち、雨水処理経費については君津市の負担とし、汚水処理経費については実績汚水量比により関係市の負担とする」に改め、同項第4号中「負担金」の次に「及び出資金」を加え、同項中第5条を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 一般事務経費については、関係市が均等負担する。

第14条第3項中「負担金」の次に「及び出資金」を加える。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。